

### 3 銃砲刀剣類所持等取締法関係

#### (3) 技能講習修了証明書等の交付

##### ア 用意するもの

- 返信用レターパックプラス

##### イ 手続き（いずれか）

- 技能講習受講申込時

※ 技能講習受講申込は、郵送による手続きをすることはできません。

管轄警察署に技能講習受講申込をする時に「技能講習修了証明書」等の郵送による交付を希望する旨を伝え、あらかじめ持参した「返信用レターパックプラス」を手渡す。

- 後日郵送等

あらかじめ管轄警察署に「技能講習修了証明書」等の郵送による交付を希望する旨を伝え、後日、警察署に返信用レターパックプラスを郵送等する。

※ 技能講習を受講後、管轄警察署から「技能講習修了証明書」又は「技能講習未修了通知書」が郵送されてきます。